

事 務 連 絡
平成30年12月25日

各都道府県トラック協会
特殊車両通行許可制度ご担当者 殿

(公社)全日本トラック協会
輸送事業部長 金子 貴史

荷主名を記載した特殊車両の通行許可の申請について(協力依頼)

平素は当協会の事業運営にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、国土交通省道路局道路交通管理課車両通行対策室長より、別紙のとおり、特殊車両通行許可の申請時における荷主名の記載について協力依頼がありました。

国土交通省では、現在、特殊車両通行許可の申請において、荷主名の記載など一定の条件を満たした申請は、審査の優先処理を行う措置を本年10月から約2ヶ月間に限って試行されてきたところですが、今般、試行期間について当面の間実施するとともに、審査の優先処理に係る対象車種が拡大されることとなりました。この取り組みは、過積載等法令違反の一因に荷主からの要求があるとの声を受け、荷主にも法令遵守の必要性を理解していただき、責任の一端を担っていただくきっかけとするために行われているものです。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解いただき、貴協会傘下会員事業者への周知等により、積極的に荷主名を記載するよう働きかけて下さいますようお願い申し上げます

[主な変更点]

1. 試行期間について、当面の間実施する
2. 荷主名の記載がある場合の審査の優先処理(※)の対象を全車種に拡大

※荷主名の記載があり、次の①～③に該当する場合は、審査が優先的に行われます。

- ①申請書の記載内容に不備がないこと
- ②道路管理者間協議が必要のない申請であること
- ③超重量・超寸法に係る申請でないこと

【添付資料】

- ①荷主名を記載した特殊車両の通行許可の申請について (ご協力のお願い)
- ②特殊車両通行許可申請時における荷主情報の記載について (試行)
- ③参考資料 (国土交通省 当該ホームページへのアクセスの仕方)